

議案第27号

松阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

松阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年松阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

松阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年松阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同項」を「法第58条第1項」に改める。

第4条中「指定介護予防支援事業者」の前に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、「一以上の」を「1以上の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができます。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に

掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「際し、あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第8条中「当該指定介護予防支援事業所の通常の事業」を「当該事業所の通常の事業」に改める。

第9条中「当該提供を求めた者」を「その者」に改める。

第12条中「同条」を「法第58条」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」の前に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第19条中「を定めておかなければならぬ」を「として次に掲げる事項を定めるものとする」に改める。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第25条中「誇大なものとしてはならない」を「誇大なものであってはならない」

に改める。

第 28 条第 3 項中「第 1 項の事故による損害のうち、当該指定介護予防支援事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない」を「利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない」に改める。

第 30 条第 2 項各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第 2 号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 32 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第 32 条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録第 32 条中「具体的取扱」を削り、同条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(2)の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 32 条第 5 号中「提供しなければならない」を「提供するものとする」に改め、同条第 8 号中「に基づき」を削り、同条第 12 号中「求めなければならない」を「求めるものとする」に改め、同条第 14 号中「作成した後は」を「作成後」に、「行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第 15 号中「当該介護予防サービス計画」を「当該計画」に改め、同条第 16 号中「家族並びに」を「家族、」に、「よらなければならない」を「より行わなければならない」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する 2 期間に 1 回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者的心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条第17号中「求めなければならない」を「求めるものとする」に改め、同条第19号中「提供されている」を「提供された」に、「若しくは入所」を「又は入所」に、「行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第20号及び第22号中「行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第24号中「当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が」を「当該計画に介護予防福祉用具貸与が」に、「継続が必要と認める場合にはその理由を当該介護予防サービス計画に」を「継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に」に改め、同条第25号中「当該介護予防サービス計画」を「当該計画」に改め、同条第26号中「同項」を「同条第1項」に改め、同条第27号中「図らなければならない」を「図るものとする」に改め、同条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第33条第1号中「単に運動機能、栄養状態、^く口腔機能といった特定の機能等の改善のみを目指すものではなく」を「単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく」に改める。

第35条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 改正後の第23条第3項の規定は、この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、適用しない。